

答 申 第 5 2 号
(諮 問 第 5 1 号)

平成 2 9 年 4 月 1 7 日

鎌倉市教育委員会 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 8 年 2 月 2 9 日付け鎌教委学施第 1 8 9 0 号で諮問のあった
下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成28年1月28日付けで異議申立人が行政文書公開請求した「『鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定支援業務委託公募型プロポーザルの結果』の評価点合計に至る根拠が解る各委員の採点結果文書」について、実施機関鎌倉市教育委員会が平成28年2月9日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成28年1月28日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「『鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定支援業務委託公募型プロポーザルの結果』の評価点合計に至る根拠が解る各委員の採点結果文書」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成28年2月9日付け鎌倉市教育委員会指令学施第39号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分に対し、平成28年2月12日付けで異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成28年3月18日付けで提出された意見書、同年6月28日及び8月29日付けで提出された補充意見書及び平成29年2月13日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、大要次のとおりである。

ア 本件行政文書一部公開決定通知書の「公開しない部分の概要

及び理由」では、「契約予定業者以外の事業者名」を「公開することにより、この評価が当該事業者の一般的な評価となる可能性があり、事業者の社会的評価、社会的信用を損なうおそれがあるため非公開とします」とし、「委員名」を「委員名を公開すると、個々の委員がいかなる評価をしたかが明らかになり、第三者から不服や批判等が委員に向けられる可能性があります。そのような批判等に対応する負担を回避したいという心理が委員に生じると、審査における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とします。」とするが、これらの理由は実施機関の独自見解であり、「おそれ」について、法的保護に値する蓋然性に言及しないことは、理由付記として不当である。

イ 審査委員は報酬を得て採点しているのであるから、市政の透明性、公平性の担保及び説明責任の観点から、当該処分は、行政文書の公開を請求する趣旨を失わせるもので不当であり、実施機関が条例の目的を理解せず、許されるものではない。

ウ 契約予定事業者以外の事業者名については、評価書の評価は当該支援業務に対する提案の客観的評価であるので、契約予定業者以外の事業者名を非公開にする必要は無いと考える。さらに、鎌倉市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)においては「15 結果公表」の「②全提案者の名称」として公表するものとされている。

エ 審査委員は全て鎌倉市職員であるので、条例第6条第1号ただし書きア「法令若しくは条例(中略)の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当すると言え、非公開とすることは不当である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成28年3月16日付けで提出された行政文書一部公開決定理由説明書及び平成29年2月13日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 契約予定事業者以外の事業者名を評価点とともに公開した場合、この評価はプロポーザルの提案内容に関するものに限られるもの

の、事業者の業務遂行能力等の評価である以上、特定の事業に関する評価が事業者の一般的な評価となる可能性があり、これを公開することによって事業者の社会的評価、社会的信用が左右され、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと考えられることから、条例第6条第2号の規定に基づき非公開とした。

- (2) 審査委員名については、プロポーザル方式による選定の前提として、各委員が評価の対象以外の事由に左右されることなく、自己の見識や信念に基づく自立的な評価を行うことのできる条件を確保する必要があるところ、選考採点総計表中の委員の氏名を公開した場合、個々の委員がどのような評価をしたのかが明らかになり、選定から外れた事業者等利害関係者から、選定に関する不服や批判等が個別の委員に向けられる可能性がある。このことが、委員に利害関係人から受ける批判等に対応する負担を回避したいという心理を生じさせ、自己の見識や信念に従った評価を行う条件が損なわれることとなることから、公正、中立な事業者選定を行うためには、委員名を公開しないことが必要と考える。よって、委員名は、これを公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるものと考えられることから、条例第6条第3号の規定に基づき非公開とした。
- (3) 異議申立人は委員名については条例第6条第1号アに該当し、非公開の対象とならない旨を主張するが、本件処分において当該箇所は条例第6条第3号の規定に基づき非公開としたため、異議申立人の主張には理由がない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、鎌倉市立御成小学校旧講堂保存計画策定支援事業の委託業者選定に際して、実施機関が作成した「委託業者選考採点総計表」である。本件対象文書は、選考対象事業者名、審査委員名、評価項目及び評価項目ごとの評価点並びに合計点が記載されている。

そこで、本件対象文書について、契約予定事業者以外の事業者名を条例第6条第2号、委員名を同条第3号に該当するとして非公開とした実施機関の主張について、以下、検討する。

(2) 条例第6条第2号ア該当性について

ア 条例第6条第2号アは、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 委託業者選考採点総計表について、当該文書をインカメラで見分したところ、当該文書で非公開とされている部分は選考対象事業者3社のうち、最優秀提案者として決定された1社を除く2社の事業者名である。

本件対象文書は審査委員が採点した採点項目及びそれぞれの評価点が公開されており、契約予定事業者以外の事業者名が明らかになれば、他社と比較され、低く評価されている項目が明らかになる。このことは、選考に参加し結果として選定されなかったということ以上に、当該事業者の正当な利益を害することにつながる情報であり、公開することによって当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第6条第2号アに該当するとの実施機関の判断は妥当である。

ウ なお、異議申立人は、ガイドラインにおいて全提案者の名称は公表するものとされていると主張するが、ガイドラインにおいては第15項「結果公表」の補足事項として、選定結果に関する情報はホームページ等によって広く公開することから、落選した者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、提案者ごとの評価点内容を明らかにしないこととしている。本件請求に係るプロポーザルの結果については、ガイドラインに基づき、参加申込順での事業者名はホームページ上においてすべて公開されている。よって異議申立人の主張には理由がない。

(3) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関並びに国の機関、独立行政法

人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

イ 一般的に、いわゆるプロポーザル方式による業者選定は、競争入札方式のように価格の点だけで業者選定を行うのではなく、客観的な数値で示されていない応募者の提案内容や業務遂行能力等を評価する必要がある。その評価にあたっては、各委員が各々の知識や見識に従い公正、中立な立場で行わなければならない。

本件における委託業者の選定においても、8つの視点から評価を行い、その評価の合計によって選定を行っているが、こうした選定方式の前提として、各委員が、評価の対象以外の事由に左右されることなく、自己の見識や信念に基づき自立的な評価を行うことのできる条件を確保する必要がある。

採点表の委員名を公開すると、個別の委員がいかなる評価をしたのかが明らかになり、選定から外れた業者やその関係者といった利害関係人が、選定されなかった不服や批判を自己に不利な評価をした個別の委員に向ける可能性を否定することはできない。このことに対する懸念が、委員に利害関係人等から受ける批判等に対応する負担を極力回避したいという心理的圧迫感を生じさせ、それにより、自由かつ率直な意見交換が阻害されるおそれがある。

したがって、公正で適正な意思決定に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、委員名を条例第6条第3号に該当するとして非公開とした処分は妥当である。

なお、審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

当審査会が確認したところ、本件請求に係るプロポーザルの選定について、ホームページでは、審査会各審査委員の職名のみが公表されており、氏名の公表はされていない。

しかしながら、審査に携わった委員を公表することは、プロポーザル方式による選定を行うにあたっての公平性及び透明性の確保に資するところ、個々の審査委員ごとの点数を明らかにすることは前述のとおり条例第6条第3号に該当するものの、別途審査員の氏名をホームページ等で公表することは同条項に抵触するものではない。

平成28年9月12日付け答申第46号の事案において、委員である外部有識者の氏名をホームページ上公表していることや、条例上も公務員については個人識別情報の例外規定があること（第6条第1号）と比較しても、外部有識者ではない公務員が審査委員を務めた場合に、その氏名を公表しない理由は見出し難いと思われるため、審査会としては、実施機関において適切な対応を検討されるよう、要望するものである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
28 / 1 / 28	行政文書公開請求書が提出される
2 / 9	行政文書一部公開決定通知書送付
2 / 12	異議申立書が提出される (担当課：学校施設課)
2 / 29	審査会に対し諮問
3 / 1	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
3 / 16	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
3 / 17	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
3 / 18	異議申立人から意見書を受理
3 / 23	実施機関に意見書(写)送付
6 / 28	異議申立人から補充意見書を受理
7 / 1	実施機関に補充意見書を送付
8 / 29	異議申立人から補充意見書を受理
9 / 5	実施機関に補充意見書を送付
29 / 2 / 13	第84回審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述) (実施機関からの口頭による決定理由説明)
3 / 27	第85回審査会で審議
4 / 17	第86回審査会で審議
4 / 17	答申(答申第52号)